

訪問看護・介護予防訪問看護重要事項説明書

法人の概要

一般社団法人メンタルさぼーと協会は、平成 23 年 2 月設立し精神科在宅看護を専門とする訪問看護ステーション事業（以下「事業所」という）を開始しました。また、障害福祉事業にも取り組み、医療と福祉の連携を重視した地域支援事業に取り組んでいます。

法人理念と活動方針

法人理念

こころの健康に困難な体験を抱えながらも、住み慣れた地域で安心して暮らすことへの支援を行う。

法人理念を実現するための活動方針

- (1) その人の幸せの探求に寄り添います
- (2) プライマリーケアを提供します
- (3) コミュニティーケアを推進します
- (4) 社会的入院の解消を目指します

プライマリー訪問看護ステーション横浜の概要

事業所名称	一般社団法人メンタルさぼーと協会 プライマリー訪問看護ステーション横浜
代 表 者	代表理事
管 理 者	管理者（所長）
事業所番号	指定訪問看護事業、指定介護予防訪問看護事業所 (介護保険指定：第 1460990549 号 医療保険指定：第 0990549 号)
所 在 地	①神奈川県横浜市港北区新横浜 1-27-12 アルカンシェル新横浜 202 号室 電話：045-577-9532 FAX：045-577-9533

訪問看護職員の体制

職員体制は以下のとおりとする。

- (1) 管理者は、保健師若しくは看護師 1 名
管理者は、ステーション職員及び業務管理・監督を一元的に行い適切な事業運営が行われるよう総括する。ただし、管理上支障がない場合にはステーションの他の職務に従事、又は他の事業所、サテライト、施設等の職務に従事することができる。
- (2) 看護師等は、常勤換算で 2.5 名以上（内常勤 1 名以上）とし、訪問看護計画書及び報告書を作成し（准看護師を除く）、訪問看護を担当する。
- (3) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士等を必要に応じて配置する。

営業日、営業時間

曜 日	営 業 時 間
月曜日～金曜日	9：00～17：30
土曜・日曜・祭日	原則休業
年末年始	12月29日～翌年1月4日の間は休業

訪問看護の内容

- (1) 病状や障害の観察
- (2) 診療の補助 服薬管理、指導及び、主治医の指示による医療処置、医療器械管理、操作支援等
- (3) 療養上の世話 栄養管理、助言、運動機能の維持・向上の支援、口腔機能の維持向上、清潔、排泄、ADL維持・向上、生活リズム、活動と睡眠、余暇活動等への支援
- (4) リハビリテーション
- (5) 家族支援と介護指導・助言、家族心理教育、健康相談
- (6) 心理社会的支援及び精神的支援
- (7) その他必要な支援

訪問看護利用の概要

(1) 介護保険制度利用の場合。

1) 65 歳以上の方で、要支援状態あるいは要介護状態にあると認定を受けた方

2) 40 歳以上 65 歳未満で、特定疾病（下記）の状態にある方

- ①がん（末期）、②関節リウマチ、③筋萎縮性側索硬化症、④後縦靱帯骨化症、⑤骨折を伴う骨粗鬆症、⑥初老期における認知症、⑦進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病、⑧脊髄小脳変性症、⑨脊柱管狭窄症、⑩早老症、⑪多系統萎縮症、⑫糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症、⑬脳血管疾患、⑭閉塞性動脈硬化症、⑮慢性閉塞性肺疾患、⑯両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節

(2) 医療保険制度利用の場合

1) 介護保険の適応外の方で病気や障害等により家庭で療養が必要な状態にあり、主治医が訪問看護が必要と判断された方

2) 要介護者であっても、厚生労働大臣が定める疾患（下記）等の方

3) 要介護者で急性増悪等により、主治医が特別に指示する期間

4) 認知症を除く精神疾患、また以下の対象者

- ①末期の悪性腫瘍、②多発性硬化症、③重症筋無力症、④スモン、⑤筋萎縮性側索硬化症、⑥脊髄小脳変性症
⑦ハンチントン病、⑧進行性筋ジストロフィー症、⑨パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病（ホエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る。）
⑩多系統萎縮症（線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症、シャイ・ドレガー症候群）、⑪プリオン病、⑫亜急性硬化性全脳炎、⑬ライソゾーム病⑭副腎白質ジストロフィー、⑮脊髄性筋萎縮症、⑯球脊髄性筋萎縮症、⑰慢性炎症性脱髄性多発神経炎、⑱後天性免疫不全症候群、⑲頸髄損傷、⑳人工呼吸器を使用している状態

料金と負担額

当事業所は、神奈川県指定訪問看護事業者（指定事業所番号：1362990028）及び、介護予防訪問看護事業者です。介護保険支給限度額内の利用料金の利用者負担分を除き、利用者に代わって保険者から受け取ります。（法定代理受領）通常利用者様にご負担していただく金額は、支給限度額内で利用された金額の1割～3割と、介護保険限度額を超えて利用された場合の利用料金（利用料金表記載）との合計になります。医療保険でご利用される場合は、当訪問看護ステーションは医療保険（指定事業所番号：7291685）、生活保護法、自立支援医療指定医療機関です。利用者様が加入している保険種類や公費等により自己負担割合分が異なります。また、病状やご希望等により緊急時の対応や相談をいたしますが、利用契約が必要となり加算された費用が発生します。居宅サービス計画及び介護予防計画、障害者ケアプラン等が定めてある場合には、それに準じて訪問看護を提供いたします。

(1) 利用料金の内訳は、別表1『利用料金表』を参照してください。

(2) 交通費

運営規定第7条一項に規定する通常のサービス提供地域に居住されている方の交通費負担はありません。その他の地域にお住まいの方は、ステーション及び営業所からお住まいまでの交通費の

実費、またはガソリン代として（50 円／k m）往復分×回数を請求させていただきます。
原則として訪問専用車両を使用いたします。

（３）実費負担

創傷処置等に係る衛生材料等は、かかりつけの医療機関にてお求め下さい。また、サービス提供に必要な電気、ガス、水道、消耗品等の実費については、利用者様のご負担をお願いいたします。受診援助や買物同行等に係る看護師の交通費は、利用者様の実費負担となります。

（４）その他

法定代理受領ができない場合には、料金表にある全額をお支払いいただきます。サービス提供証明書を発行いたしますので、市区町村窓口に提出し 9 割の払い戻しを受けてください。

（５）キャンセルについて

訪問看護利用前日の営業終了時（17 時 30 分）までに、キャンセル又は日時や時間の変更等の連絡をいただけず当日キャンセルとされた場合は、別表 1 利用料金表に定めるキャンセル料が発生いたします。

（６）利用料のお支払い

毎月 20 日までに前月利用分の請求をいたします。口座振替（翌月 27 日引落）または現金集金または郵便局自動払込により末日までにお支払いください。領収書は再発行いたしませんので大切に保管してください。

（７）郵便局自動払込の場合

振込手数料はご利用者様のご負担となります。

払込口座 00140-7-651899

払込先加入者名 一般社団法人メンタルさぽーと協会プライマリー訪問看護ステーション

緊急時の対処方法

サービス提供中に心身の状態が急変した場合には、事前の申し合わせにより主治医、救急搬送、ご家族、居宅介護支援事業者（ケアマネージャー）へご連絡すると共に必要な処置を講じます。

訪問看護のご利用にあたって

看護担当者の変更	利用者様のご要望や相性などを考慮して選任しておりますが、相性が合わない等がございましたらば、担当者までご相談下さい。尚、看護担当者変更に関しましては、利用者のご希望に添えない場合がございますので、予めご了承願います。
看護従事者の交代	交通事情、気象条件等不測の事態や職員の体調不良等の場合、当日、看護従事者の交替をお願いする場合がございます。
教育研修	年間教育研修計画を基に、サービス向上、看護ケアの質の維持向上に努めております。
看護基準	法令や規定に基づき、看護手順、運営指針、教育訓練等を定め、看護ケアの質の確保・虐待防止等に努めております。
その他	訪問看護に必要な物品（衛生材料購入等）は事前にご準備下さい。立替払い購入等は原則行いません。 訪問看護に使用する用具等は、原則利用者様宅の用具を使用させていただきます。 通院や外出同行の場合は、公共交通機関やタクシーを利用させていただきます。 訪問看護車両への利用者やご家族様の乗車は原則できませんのでご了解願います。 訪問看護計画書は定期的に交付し利用者様の了解を頂きます。 住所や電話番号、健康保険証、公費等の記載事項、お支払い方法（名義変更）等の変更がございましたら速やかにステーションまでご連絡ください。

サービスの一時停止	利用者やご家族様の責に帰すべき事由(カスタマハラスメント行為等)により、訪問看護提供が困難な場合、訪問看護を停止させていただきます。尚、規程に基づき厳正に対処させていただきます。
契約解除	利用者様のご都合で契約解除をされる場合には、文書でお申し出ください。 当ステーションが、人員不足や事業縮小、廃止等の理由で契約を解除する場合には、1ヶ月前までに文書で通知するとともに他の事業所をご紹介します。 以下の場合には自動終了（契約解除）とさせていただきます。 ・利用者様が施設等に入所（院）され、これが長期に及ぶ場合（3ヶ月以上） ・利用者様の主治医が訪問看護の終了を判断・指示された場合 ・利用者様の都合で、数ヶ月にわたり訪問看護のご利用がない場合 ・利用者様が、お亡くなりになった場合 利用者やご家族様が、当ステーションに対して本契約を継承しがたい背信行為があったと認められる場合、文書通知をもって契約解除させていただくことがございます。
事故発生時の対応	・訪問看護提供中の事故又は物損等が発生した場合、利用者やご家族様の生命の安全を最優先に考え、救命処置が必要な場合は速やかに実施します。 ・主治医及びご家族、関係機関、管理者等へ連絡、報告いたします。 ・訪問看護ステーションは賠償責任保険制度に加入しております。
サービスに関しての相談	当訪問看護ステーションでは、利用者からの相談に関して以下の窓口を設置しております。 相談窓口 管理者 電話：045-577-9532 FAX：045-577-9533

苦情・相談・要望等の受付窓口

当ステーションでは、利用者のご意見やご要望を伺い、利用者のニーズにあった訪問看護サービスをお届けしたいと考えております。当訪問看護サービスに関するご相談やご要望または苦情等がありましたら、窓口担当者までご連絡下さい。

苦情・相談窓口	プライマリー訪問看護ステーション横浜 管理者（所長）	045-577-9532
保険者・行政機関等	神奈川県国保連介護サービス苦情相談窓口	045-329-34473